

だい しょう
第2章

うんこうぎょうむ
運行業務

1 トラック運転者の仕事の流れとルール

ここでは、一般的なトラック運転者の仕事の流れを説明します。

それぞれの会社がルールを決めている場合は、そのルールに従ってください。

①出勤

決められた時間に間に合うよう余裕を持つ

て出勤し、元気にあいさつしましょう。

②準備

仕事用の服に着替えます。身だしなみは、

お客様の印象にも影響しますので、鏡な

どを使って確認します。



③日常点検(運転を始める前におこなう車の

点検)の実施

トラックのキー(鍵)や日常点検表を、運行管理者(車の運行を管理する人)

などから受け取り、会社からの連絡事項がないかを確認します。

車庫へ行って、乗る予定のトラックを確認したら、日常点検表に従って、

車両を点検して点検結果を書きます。

④日常点検表を整備管理者に渡す

点検結果を書いた日常点検表を、整備管理者(車の整備や点検を管理する

ひと わた かくにん もんたい ばあい せいびかんりしゃ しじ したが
人)に渡し、確認してもらいます。問題がある場合は、整備管理者の指示に従います。



ぎょうむまえてん こ うんてん はじ まえ てん こ
⑤業務前点呼(運転を始める前の点呼)

せいびかんりしゃ かくにん にちじょうてんけんおもて うんこうかんりしゃ わた かくにんじこう ほうこく
整備管理者が確認した日常点検表を、運行管理者に渡し、確認事項を報告し
ます。忘れずに、アルコール検知器で酒気帯びの有無を確認します。

ご うんこうかんりしゃ てんこ う もんたい うんこうかんりしゃ しじ
その後、運行管理者の点呼を受けます。問題がなければ、運行管理者の指示に
したが しゅっぱつ もんたい ばあい くるま の
従って出発します。問題がある場合は、車に乗ることはできません。

うんこう
⑥運行

うんこうちゆう けんこうじょうたい いじょう お うんこうかんりしゃ
運行中に、トラックや健康状態などに異常が起きたときは、運行管理者に
れんらく しじ う
連絡して、指示を受けます。

いじょう お
異常が起きたときは
うんこう かんりしゃ ほうこく
運行管理者に報告



ぎょうむとちゆう てんこ ちゆうかんでんこ
※業務途中の点呼（中間点呼）

ばく にちいじょう ちょうきよりうんこう ばあい とちゆう えいぎょうじょ れんらく うんこうかんりしゃ
2泊3日以上の場合、途中で営業所に連絡して、運行管理者

ほじょしゃ うんこうかんりしゃ しごと ほじょ ひと てんこ う
または補助者（運行管理者の仕事の補助する人）による点呼を受けます。

ぎょうむ ご てんこ うんでん お あと てんこ
⑦業務後点呼（運転を終えた後の点呼）

うんこう お えいぎょうしょ かえ ぎょうむきろく つく
運行が終わり、営業所に帰ってきたら、業務記録を作ります。

ぎょうむきろく うんこうかんりしゃ わた かくにん ほうこく うんこうかんりしゃ かくにん ちゆうい
業務記録を運行管理者に渡し、確認・報告します。運行管理者から、確認・注意・

しどう う つぎ ひ うんこう しじ う
指導を受けて、次の日の運行について指示を受けます。

かた
⑧片づけ

の もんだい せいびかんりしゃ ほうこく もんだい
乗ってきたトラックに問題があれば、整備管理者に報告します。問題がなけれ

ば、トラックの掃除や手入れをおこない、トラックのキーを返します。

きたく
⑨帰宅

たいきん てつづ きたく
退勤の手続きをおこない、帰宅します。

2 ^{うんでんしゃ} ^{まも} 運転者が守ること

2. 1 ^{うんでんしゃ} ^{せきにん} トラック運転者としての責任

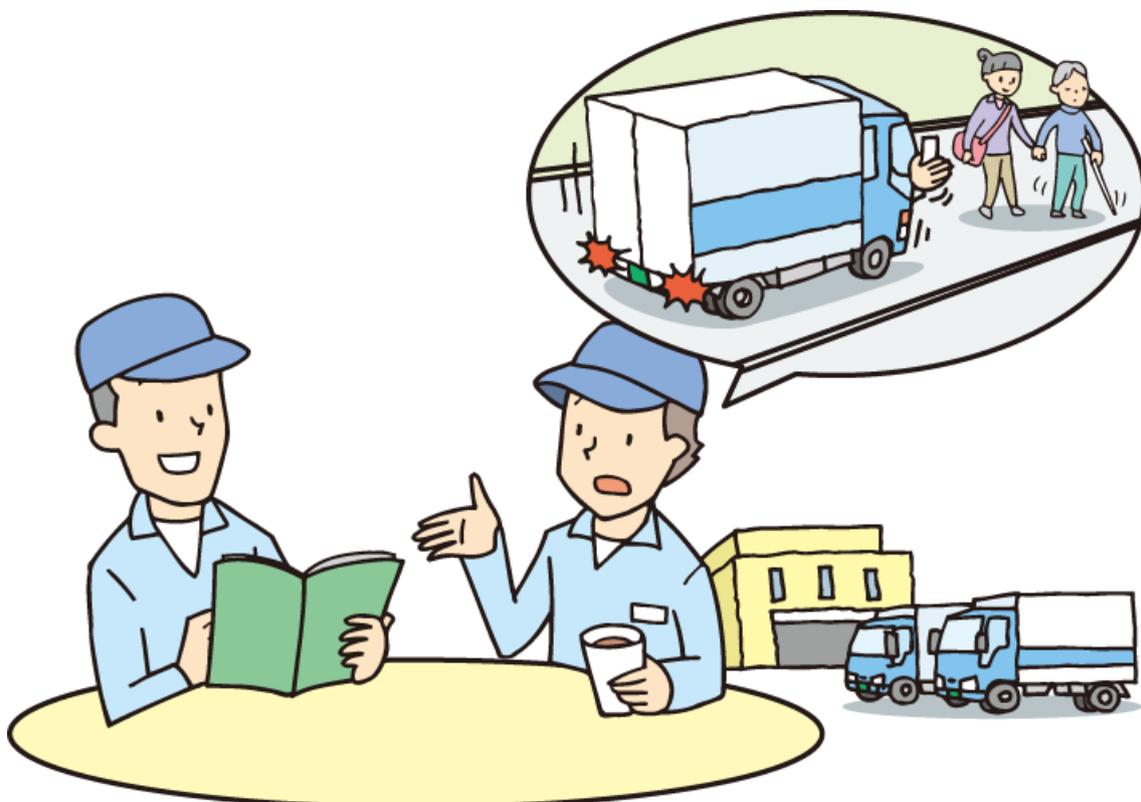
^{うんでんしゃ} ^{うんそう} トラック運転者は、^{うんでんぎじゆつ} ^{こうつうあんぜん} ^{たい} 運送のプロです。すぐれた運転技術と、交通安全に対する

^{たか} ^{いしき} ^も ^{たいせつ} 高い意識を持っていることが大切です。

^{どうろ} ^{ほこうしゃ} ^{じてんしゃ} ^た ^{くるま} ^{いっしょ} ^{はし} 道路では、歩行者や自転車、他の車と一緒に走ることになります。トラック

^{うんでんしゃ} ^{ほこうしゃ} ^{じてんしゃ} ^た ^{しやりょう} ^{あんぜん} ^{まも} ^{うんでん} 運転者は、プロとして、歩行者や自転車、他の車両の安全を守りながら運転し

なければいけません。トラック^{うんでんしゃ} ^{せきにん} 運転者にはこのような責任^しがあることを知っておいてください。



2. 2 ^{うんでんしゃ まも} 運転者が守らなければいけない項目 ^{こうもく}

トラック運転者は、次の13項目を守らなければいけません。

① ^{しゅき お} 酒気を帯びて (^{さけ の} お酒を飲んでいるか、 ^{ぜんじつ の} または前日に飲んだ ^{さけ のこ} お酒が残っていること) ^{うんでん} 運転しないこと。

② ^{かせきさい にもつ つ す} 過積載 (荷物を積み過ぎて) ^{うんでん} トラックを運転しないこと。

③ ^{ただ ほうほう にもつ つ} 正しい方法で荷物を積むこと。

④ ^{ふみきりない} 踏切内で ^{うご} トラックを動かさなくなったときは、 ^{ひつよう たいおう} すぐに必要な対応をすること。

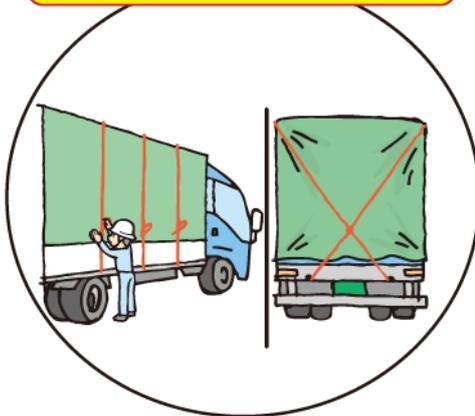
^{しゅき お うんでん}
酒気を帯びて運転しない



^{かせきさい うんでん}
過積載をして運転しない



^{ただ ほうほう にもつ つ}
正しい方法で荷物を積む



^{ひつよう たいおう}
すぐに必要な対応をする



⑤ ^{さけ えいきょう しっぺい びょうき ひろう つか} お酒の影響や疾病(病気)、疲労(疲れ)、

^{しゅき お} 酒気帯び	^{ひろう} 疲労
^{しっぺい} 疾病	^{すいみん ぶそく} 睡眠不足

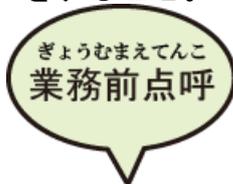
^{すいみんぶそく ねぶそく} 睡眠不足(寝不足)などのため、^{あんぜん} 安全に

^{うんでん} 運転できないときは、^{かいしゃ し} 会社に知らせること。



⑥ ^{にちじょうてんけん じっし かくにん} 日常点検を実施し、確認すること。

⑦ ^{ぎょうむまえてんこ ぎょうむとちゆうてんこ ちゆうかんでんこ ぎょうむごてんこ う き ほうこく} 業務前点呼や業務途中点呼(中間点呼)、業務後点呼を受け、決められた報告をすること。



ぎょうむまえてんこ
業務前点呼



^{しゅきお うむ} 酒気帯びの有無

^{けんこうじょうたい} 健康状態

^{にちじょうてんけん けつか} 日常点検の結果

^{た ひつようじこう} その他必要事項



ちゆうかんでんこ
中間点呼



^{しゅきお うむ} 酒気帯びの有無

^{けんこうじょうたい} 健康状態

^{じぎょうようじどうしゃ じょうたい} 事業用自動車の状態

^{どうろ およ うんこう じょうきよう} 道路及び運行の状況

^{た ひつようじこう} その他必要事項



ぎょうむごてんこ
業務後点呼

^{じぎょうようじどうしゃ じょうたい} 事業用自動車の状態

^{どうろ およ うんこう じょうきよう} 道路及び運行の状況

^{こうたいうんでんしゃ つうこく} 交替運転者への通告

^{しゅきお うむ} 酒気帯びの有無

^{た ひつようじこう} その他必要事項

⑧ ^{うんでんちゆう こしょう はっけん じ こ お うんでん} 運転中に故障を発見したり、事故が起きるおそれがあるときは、すぐに運転

^{ちゆうし かいしゃ ほうこく} を中止し、会社に報告すること。

⑨運転を終えて、他の運転者と交替するときは、その運転者に対して、運転して

いた車や道路、運行の状況について伝えること。

⑩他の運転者と交替して運転するときは、その運転者から報告を受け、運転する

車のブレーキ、ハンドルなどについて点検すること。

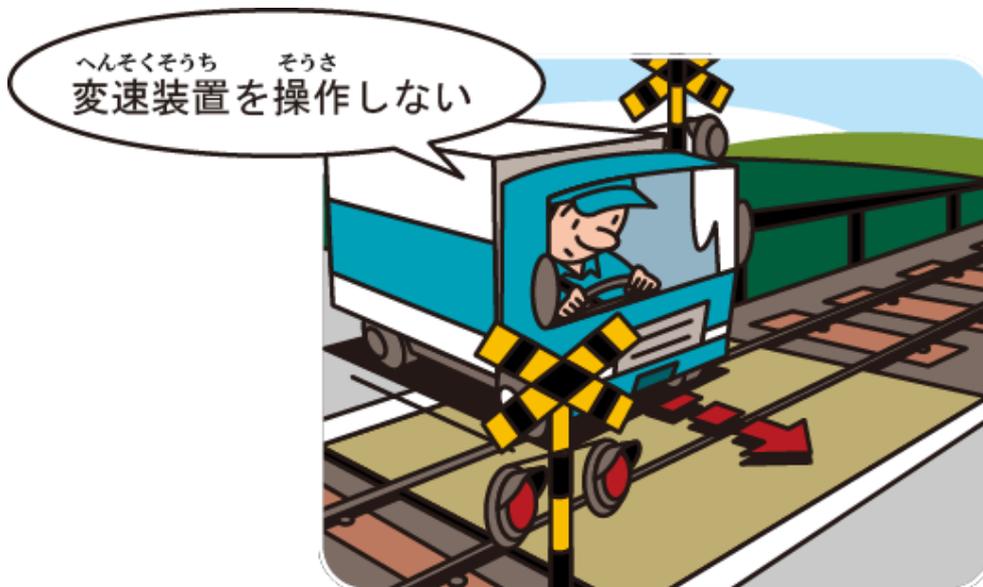
⑪業務の記録を作成すること（運行記録計の記録用紙を使う場合は、その記録

用紙に必要事項を書くこと）。

⑫会社が作成する「運行指示書」を携行し、会社から変更の指示があった場合は、

変更内容を書くこと。

⑬踏切を通過するときは、変速装置（ギア）を操作しないこと。



3 日常点検の方法と内容

車体の大きいトラックは、故障により交通事故などが起きると、社会に大きな

影響をおよぼすことがあります。そのため、日常点検の実施が義務づけられて

います。日常点検をしっかりとこなうことで、故障を防ぐことができます。

日常点検を安全で円滑に実施するために、次の点に注意しましょう。

①平たんな場所でおこないます。

②タイヤに輪止めをします。

③パーキング・ブレーキを確実に効かせ、ギアをニュートラルに入れます。

④エンジンを止め、スターターキーを必ず抜き取ります。

⑤走行を終えてすぐの点検はやけどをするおそれがあるので、エンジンなどが冷えた状態でおこないます。

⑥キャブを引き上げるときは操作手順に従っておこないます。

⑦吸気ダクトには物を落とさないようにします。

⑧エンジンの上に乗るときは、パイプ類、エア・クリーナなどに足をかけないようにします。

⑨点検が終わったら、エンジン・ルーム内に布など燃えやすい物や工具などを置き忘れていないか点検します。

⑩最後に全体を見わたして、オイル漏れや液漏れ、水漏れがないかを点検します。

4 点呼を受ける

運転者は、運行管理者などがおこなう

業務前点呼、業務途中点呼、業務後点呼

を受けて、決められた報告をしなければ
いけません。

点呼は決められた場所で受けます。

点呼を受けることは、運転者にとって欠

かすことのできない重要な仕事です。

業務前点呼



中間点呼



ありません



業務後点呼



4. 1 業務前点呼を受けるときの心構え

日常点検をおこなった後、整備管理者に車を動かしてよいかどうかを決め

てもらってから、運行管理者から対面で点呼を受けます。

業務前点呼は、運転者や車が安全に運行できるか確認したり、安全な運行の

ための注意点を伝えるための場です。形だけの点呼ではなく、役に立つ点呼を

受けましょう。遠い場所で宿泊している場合は、電話などを使った点呼を受けなければいけません。

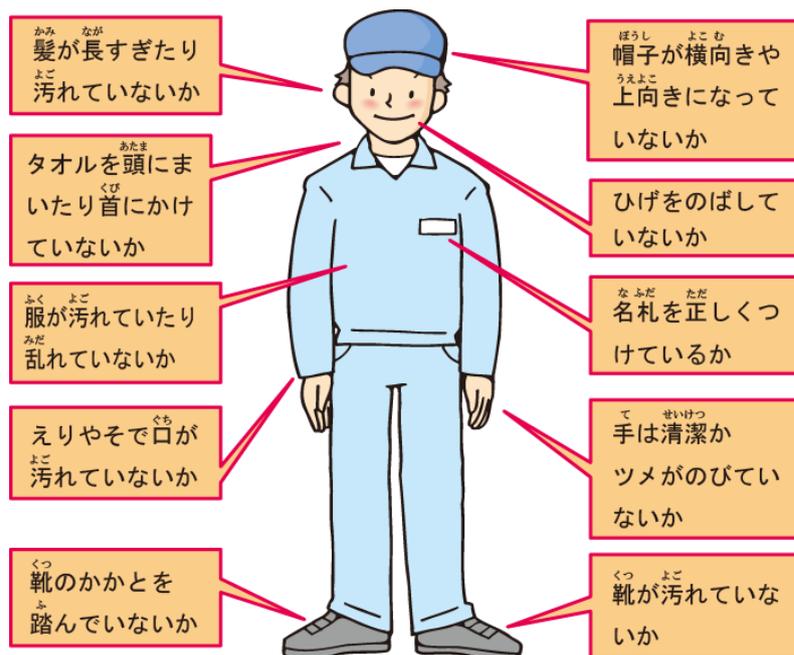
点呼を受けるにあたっては、次のことを心がけましょう。

①身だしなみを整えておくこと。

②点呼の目的をよく考えて点呼を受けること。

③指示や注意の要点は復唱(繰り返して言うこと)して、しっかり理解すること

(わからないことは、その場で確認すること)。



4. 2 業務前点呼を円滑に受けるための要点

①個別点呼(ひとりずつへの点呼)か、集合点呼(数人の運転者が集まっておこなう点呼)かを前もって確認しておくこと。

②点呼を受ける時間に遅れないようにすること。

③安全運行に関してお互いに確認する項目を整理しておくこと。

④安全運行に関する指示を受けたら、要点を復唱してはつきりと覚えておくこと。

4. 3 業務前点呼で報告する主な項目

①運転者の名前

②運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足の状況

③運転する車の登録番号または識別できる記号

④日常点検の状況

⑤その他必要な事項

とくに、「アルコール検知器による酒気帯びの確認」、「疾病、疲れ、睡眠不足

その他の理由により安全な運転ができないおそれのないかどうかを伝える」

「日常点検の実施またはその確認をおこなう」ことは重要です。

5 うんこうかんり 運行管理とは

うんこうかんり 運行管理は、かろううんてん 過労運転やかせきさい 過積載のぼうし 防止などを目的とするもので、かいしゃ 会社、うんこう 運行

かんりしゃ 管理者、うんてんしゃ 運転者などが、それぞれに果たさなければならないぎむ 義務が、ほうれい 法令(貨物

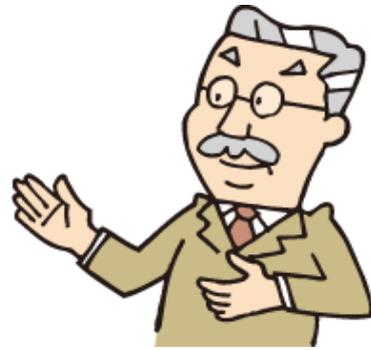
うんそうじぎょうゆ そうあんぜんきそく 自動車運送事業輸送安全規則)で決められています。

かいしゃ 【会社】

すいみんしせつ 睡眠施設のせいび 整備やかんり 管理やてい 手入を
すること。

じこ 事故をきろく 記録しほぞん 保存すること。

うんこうかんりしゃ 運行管理者のいけん 意見をき 聞くことなど。



うんこうかんりしゃ 【運行管理者】

てんこ 点呼をじっし 実施し、きろく 記録し、ほぞん 保存するこ
と。

うんこうしじしょ 運行指示書を作成すること。

うんてんしゃ 運転者などへのしどう 指導やかんとく 監督をする
ことなど。



うんてんしゃ
【運転者】

しゅき お くるま うんてん
○酒気を帯びて車を運転しないこと。

かせきさい くるま うんてん
○過積載の車を運転しないこと。

あんぜん うんてん ばあい かいしゃ
○安全な運転ができない場合は会社

ほうこく
へ報告すること。

にちじょうてんけん じっし かくにん
○日常点検を実施し確認すること。

てんこ う
○点呼を受けることなど。



じょうむいん
【乗務員(※)】

しゅき お くるま の
○酒気を帯びて車に乗らないこと。

かせきさい くるま の
○過積載の車に乗らないことなど

うんてんしゃ うんてんしゃ ほじょ ひと あ
※運転者と運転者を補助する人を合

じょうむいん
わせて乗務員といいます。



6 運行中業務

6. 1 交通事故を起こしたときの対応

安全な運転を心がけていても、事故を起こしてしまうことがあります。事故

が起こったときには、被害が大きくなるように、次のように対応します。

① 負傷者(ケガをした人)を救護する

交通事故を起こしてしまった場合、小さな事故でも、すぐに運転を停止して、

負傷者がいないか、荷物が壊れていないかなどを確認します。

負傷者がいる場合は、近くにいる人に

も助けってもらって負傷者を救護すると

ともに、119番に電話して救急車を

呼びます。

救急車が到着するまでの間、

負傷者の応急救護処置(手当て)をおこ

ないます。

負傷者が自分で安全な場所に動ける

場合は、事故が続けて起きるのを防止す

るように対応します。



② 続発事故(事故が続けて起きることを防止する

事故を起こした車に、後続車(後ろからくる車)がぶつかって事故が大きくなる場合がありますので、それを防止するために、事故を起こした車を路肩や空地などの安全な場所に移動させます。

また、次のように対応します。

・ハザードランプ(非常点滅灯)をつけます。

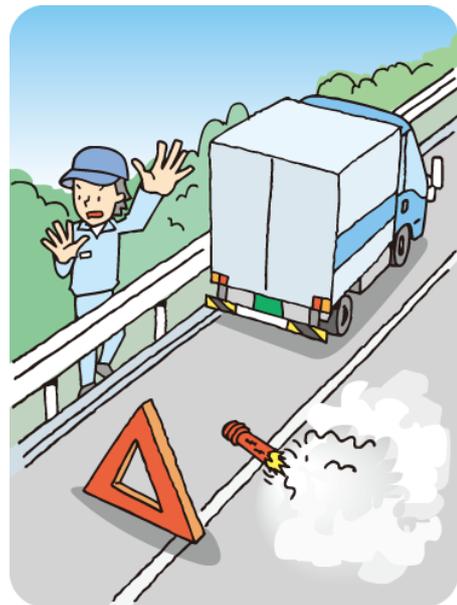
・発炎筒で後続車に注意を呼びかけます。

・高速道路の場合は、停止表示器材を後続車

の運転者が見やすい位置に置きます。

※発炎筒や停止表示器材は、安全が保てる

範囲で車の後ろに置きます。



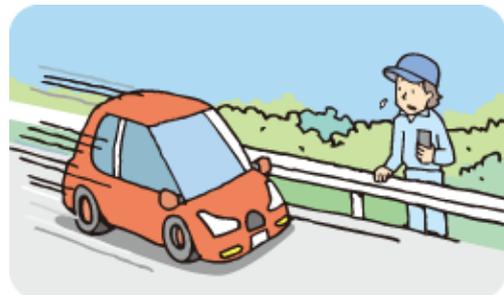
③ 安全な場所へ逃げる

必要な対応が終わったら、車の中や道路付近に残るのではなく、ガードレールの外などの安全な場所に逃げます。

とくに高速道路の場合は、時速100キ

ロの車が走行していますから、必ず

安全な場所へ逃げなければいけません。



④ 警察へ知らせる

警察に次のことを知らせます。

- ・ 事故が起こった日時と場所
- ・ 死傷者(死んだ人とケガをした人)の数
と負傷者のケガの程度
- ・ 壊れた物とその程度
- ・ 車の積載物(車に積んでいる荷物)
- ・ 事故現場でとった対応



⑤ 会社へ知らせる

事故が起こったことや荷物の状況な

どを会社に知らせ、運行管理者などの
指示を受けます。

ケガなどにより自分で知らせることが

できない場合は、周りの人に連絡先を伝

えて、連絡してもらいましょう。



6. 2 その他に運転者が注意すること

①火災防止のための対応

事故現場(事故が起こった場所)では油が漏れている危険がありますから、タ

バコを吸うなどの火を使うことは絶対にしてはいけません。

危険物(危険な荷物)を運んでいる場合

は、漏れたり飛び散ったりしていないかを

確認します。危険物に火がついたら被害が

大きくなりますから、消火器などで火を消

すための対応をおこないます。



②事故現場での示談(話し合いで解決すること)

軽い事故の場合、事故現場で相手から

損害賠償(被害者の治療や車の修理など

にかかるお金を支払うこと)などについて

示談を持ちかけられることがあります、

損害賠償は会社がおこなうことであり、

事故現場で運転者が勝手に示談の話をし

てはいけません。示談を強く求められても

きっぱりと断らなければいけません。



③目撃者の確認など

ドライブレコーダがついていれば、事故の映像が記録されますから、証拠として利用できます。ドライブレコーダがついていない場合、事故の目撃者(事故を見ていた人)がいるときには、名前や住所、連絡先などを記録しておきましょう。

また、事故現場の道路状況や衝突した地点、車の停止位置、相手の事故が起きるすぐ前と起きた後の状態、車の壊れ方などをスマートフォンで撮ったり、メモしておく、事故処理に役立ちます。



6. 3 車が故障したときの対応

① 安全な場所に車を止める

走行中に、車が故障したときは、運転者の安全とまわりの車の安全を確保

するため、落ち着いて適切な対応をとることが重要です。

一般道路の場合、ハザードランプを点滅させ車の故障を後続車に知らせます。

次に速度を落とします。ブレーキを踏んでも速度が落ちない場合はシフトダ

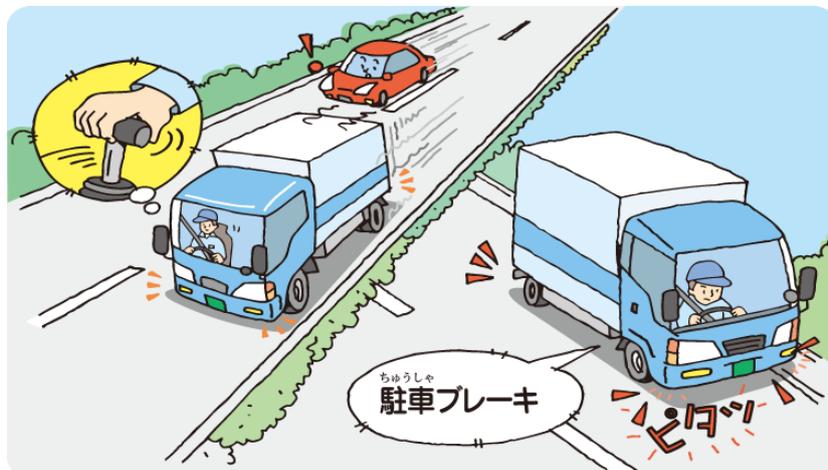
ウンを繰り返し、エンジンブレーキと排気ブレーキを使って速度を落とします。

② 車が止まるまではエンジンを止めない

ブレーキを踏んでも車が止まらないためエンジンのスイッチを切ると、電気がすべて止まってしまい危険です。車が完全に止まるまではエンジンを止めないようにします。

また、走行できなくなる前に、できるだけ路肩など、交通の妨げにならない

安全な場所に停止し、駐車ブレーキをかけます。



③ 高速道路で故障が起こったときの対応

高速道路で故障した場合は、ハザードランプを点滅させて走行し、できるだけサービスエリアかパーキングエリアに止まるようにします。

そこまで走行できない場合は、急ブレーキをかけずにゆっくりと速度を落として、路肩や非常駐車帯に止まり、発炎筒や停止表示器材で後続車に故障を知らせて、非常電話または道路緊急ダイヤル（#9910）で通報します。

非常電話は1キロメートル（トンネル内は200メートル）おきにあり、電話をとると道路管理センターにつながります。故障の内容や停車場所（路肩にあるキロポスト）などを知らせます。それにより、交通管理隊が出動したり、情報版へ表示されるなど、続発事故を防ぐための措置がとれます。



④ 車の故障に気づいたらすぐに会社に報告する

故障により車が動かなくなった場合は、会社に報告して指示を受けます。

踏切やトンネルなどで車が動かなくなった場合は、大きな事故につながるおそ

れがあります。車の故障に気づいたら、すぐに会社に報告し、踏切やトンネル

などのある道路を避ける、近い場所にある整備工場に向かうなどの指示を受け
るようにします。



⑤ 故障した部分の点検は安全な場所でおこなう

高速道路上で、車の周辺を動きまわるのはたいへん危険ですから、故障した

部分の点検をする場合は、サービスエリアなどの安全な場所でおこないます。

一般道路の場合でも、走行している車が多い場所での点検は避けます。

7 運行が遅れたときの対応

7. 1 遅れの原因に応じた対応

さまざまな理由により到着時間が遅れる場合があります。そのようなときに

適切に対応しないと、お客様からの信用をなくします。

到着が遅れる理由としては、次のことが考えられます。

・出発の遅れ

・交通事故や車両故障

・異常気象

・交通規制や交通渋滞（道路に車が詰まって円滑に走行できない状態）

・体調の悪さ

到着時間に遅れる場合の対応は、前もって運行管理者などと決めておき、

自分の判断で勝手にお客様に連絡してはいけません。また、遅れを取り戻そう

として速度を上げるなどの危険な運転をしてはいけません。

7. 2 会社への報告と指示受け

到着時間が遅れるおそれがあるときは、会社に報告して、運行管理者からの

指示を受けます。

適切な指示を受けるためには、運行管理者に対して、次のことを報告します。

① ^{なまえ}名前、^{しゃばん}車番、^{しよぞく}所属している ^{えいぎようしよ}営業所

② ^{おく}遅れの ^{りゆう}理由

③ ^{どうろ}道路の ^{じょうきよう}状況

④ ^{とうちやく}到着できそうな ^{じかん}時間

⑤ ^{じこ}事故や ^{こしやう}故障の ^{うむ}有無

とくに、^{くるま}車の ^{こしやう}故障で ^{おく}遅れる ^{ばあい}場合には、^{かいしゃ}会社に ^{ほうこく}報告して ^{しじう}指示を受けることが

^{じゆうよう}重要です。



8 非常信号用具、消火器の取り扱い

8. 1 非常信号用具

非常信号用具（車の故障などを他の車のドライバーに知らせる道具）には、

赤色懐中電灯と発炎筒の2種類があります。車にはどちらかを入れておく

必要があります。

非常信号用具は車に入れておくだけでなく、使う必要がある場合に、すぐに

使えるよう点検しておきます。有効期限（4年）を過ぎた発炎筒は、点火しない

ことがありますから新しいものに取り換えます。また、正しく使えるように使

い方の練習をしておきます。

発炎筒の使い方は、次のとおりです。

①本体をひねりながら外キャップを外す。

②マッチのような薬がついた外キャップと本体をこする。

③こするときは本体を前方に向ける。

④火をつける。



8. 2 消火器

消火器の有効期限は10年です。10年を過ぎた消火器は取り換える必要があり

ます。運転者は、消火器が車のどこに置いてあるかを確認しておきます。

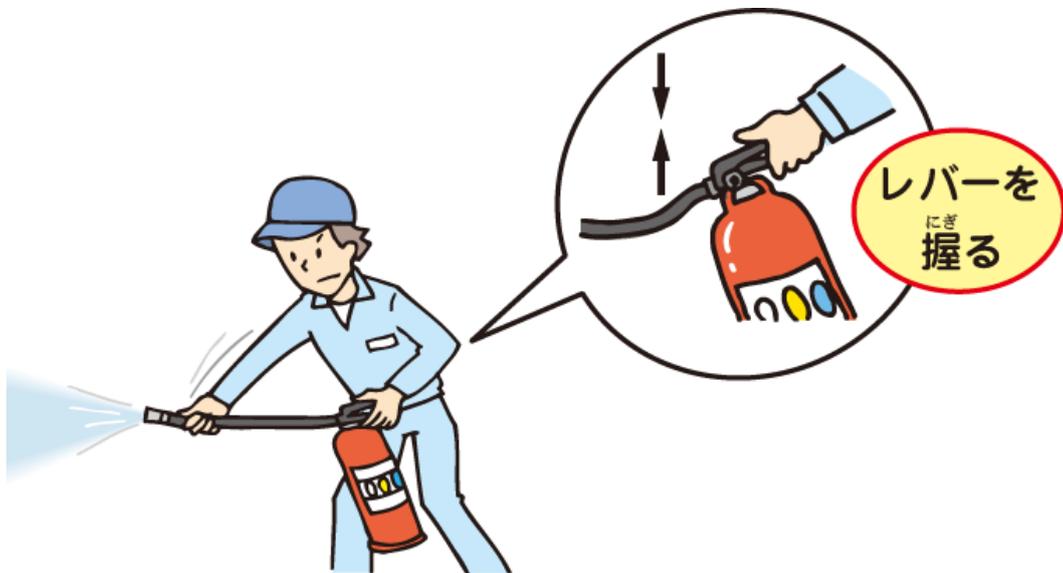
消火器の正しい使い方は、次のとおりです。

①安全ピンを上引き抜く。

②ホースを外し、ホースの先端を持って火元に向ける。ホースの途中を持つと、

放射の圧力などからの的確に発射できないおそれがあるので注意しましょう。

③レバーを強く握って発射する。



9 異常気象時の措置

9. 1 異常気象とは

異常気象とは、大雨、大雪、強風、濃霧など、いつもとは大きく違う天候をいいます。

異常気象による危険には、さまざまなものがあります。

台風の場合は、強風や高波などにより看板や標識、木などが倒れたり、大雨により洪水(川の水があふれ出ること)や浸水(家や道路などが水につかること)が起こったり、土砂が崩れたりします。

異常気象時はいつもどおりの運転ができなくなります。そのため「異常気象時における措置の目安」が示されていますから、それに基づいた運行管理者の指示(運行の中止など)に従うことが重要です。

また、運行の途中で異常気象に巻き込まれたときは、安全な場所に逃げます。

そこから会社に連絡して、運行の中止などの指示を受けます。運転者の勝手な判断で運転を続けてはいけません。



いじょう きしやう じ そ ち め やす
⚠ 異常気象時における措置の目安 ⚠

きしやうじやうきやう 気象状況	あめ つよ とう 雨の強さ等	きしやうちやう しめ しゃりやう えいきやう 気象庁が示す車両への影響	ゆそう めやす 輸送の目安
こうらう じ 降雨時 	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
ほうふう じ 暴風時 	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
こうせつ じ 降雪時 	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
しかいふりやう のうむ (濃霧・ ふうせつとう 風雪等) 時 	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
けいほうはっぴやう じ 警報発表時 	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

しゅつてん こくどうかうつうしやう じどうしゃきよく かもつかちやう つうたつ
 出典：国土交通省自動車局貨物課長通達

めやす ねん がつ にちげんざい
 ※この目安は2020年2月28日現在。

9. 2 おおあめ たいおう 大雨の対応

しゅうちゅうごうう みじか じかん たいりょう あめ ふ
集中豪雨（短い時間に大量の雨が降ること）が増えて
います。このよ
うなときは、まわ み
まわりが見えなくなったり、どうろつうこうど
道路通行止めにな
ったり、くるま みず どしや
車が水や土砂に
う
埋もれるおそれ
があります。こ
うした危険があ
る道路の通行を
避け、あんぜん
安全な場所
にくるま と
車を止めてあめ
雨が止むのを
待ちます。

また、アンダーパス（りったいこうさ
立体交差でほりさ
掘り下げ式にな
っている下の道
路）や地下ト
ンネルなどでは、くるま
車が水につか
るおそれがあ
りますから、つ
うこう さ
通行は避けま
す。万一、
みず
水につか
ってくるま
車が動か
なくな
った場合
は、ばあ
い、すぐ
にくるま
車を降
りて逃
げま
しょう。

みず
水につか
ってくるま
車から
お
降り
られ
ない
とき
にそ
な
備えて、
ハンマ
ー（ま
ど
窓
ガラ
スを
割
る）
やカ
ッター
（し
ー
と
べ
ル
と
を
き
る）
な
ど
を
よ
う
い
用意
し
て
お
き
ま
し
よ
う。

くるま
に
車
か
ら
逃
げ
る
た
め
の
ハンマ
ー
や
カ
ッター



9. 3 地震発生時の対応

◆警戒宣言や緊急地震速報が出されたとき

一定の地域で、大きな地震が起こるおそれがあるときは、政府が「警戒宣言」を出して、地震に備えるよう呼びかけることとされています。

◆警戒宣言が出されたときの運転者の対応

警戒宣言が出されたとき、対象地域内の運転者は次のように対応します。

①運転中に警戒宣言が出されたとき

・警戒宣言が出されたときは、地震の発生に備えて速度を落として走行します

また、カーラジオなどにより地震情報や交通情報を聞き、それに応じて行動します。

・車から降りて逃げるときは、できるだけ車を道路外の場所に移動しておき

ます。道路上に置いて逃げるときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを

止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないように

・駐車するときは、逃げる人や緊急車両の通行の妨げとなる場所には駐車しないようにします。

②車を運転中以外の場合に警戒宣言が出されたとき

津波から逃げる場合以外は、車で逃げてはいけません。

◆ 緊急地震速報が出されたときの運転者の対応

緊急地震速報は、一定の大きさの地震

が起こると予想されたときに、その地震

の揺れが来る前に発表するものです。

車を運転中に緊急地震速報が出さ

れたときは、運転者は、ハザードランプを

つけるなどして周囲の車に注意を呼び

かけた後、急ブレーキを避けて、ゆっく

り速度を落としましょう。



9. 4 大地震が発生したとき

運転中に大地震が発生したときは、次の措置をとります。

① 急ハンドルや急ブレーキは避けて、できるだけ安全な方法により道路の

左側に停止させます。

② 停止後は、カーラジオなどにより地震情報や交通情報を聞き、それに応じて

行動します。

③ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊状態や信号機の作動状態などに

十分注意します。

④ 車から降りて逃げるときは、できるだけ車を道路外の場所に移動しておき

ます。道路上に置いて逃げるときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジン

を止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないようにします。

⑤ 駐車するときには、逃げる人や緊急車両の通行の妨げとなる場所には駐車しないようにします。

運転中以外の場合に大地震が発生したときは、次のように対応します。

① 津波から逃げる場合以外は、逃げるために車を使ってはいけません。

② 津波から逃げるため車を使うときは、道路の損壊状態や信号機の作動状態

などに十分注意します。



10 トラックの特性に合わせた運転

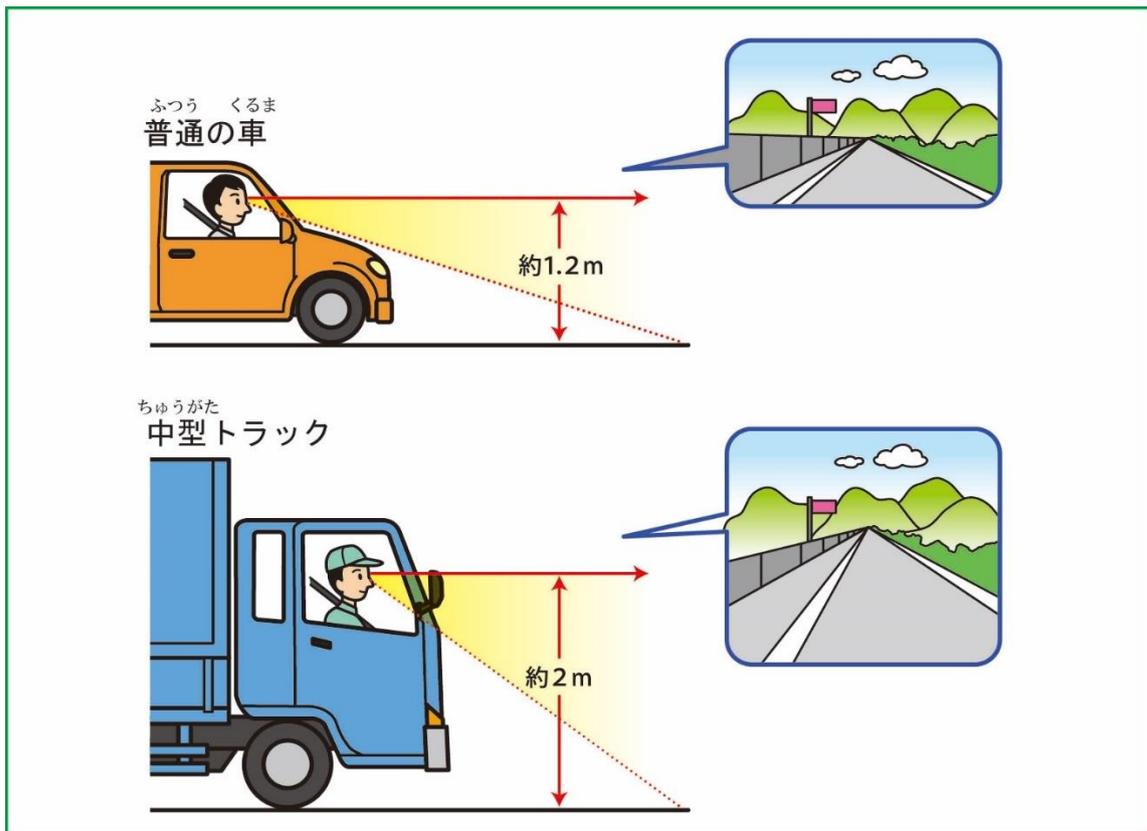
10.1 車の高さとの運転

(1) 車間距離が長く見える

車間距離とは、前の車との距離をいいます。トラックは運転席が高く、道路

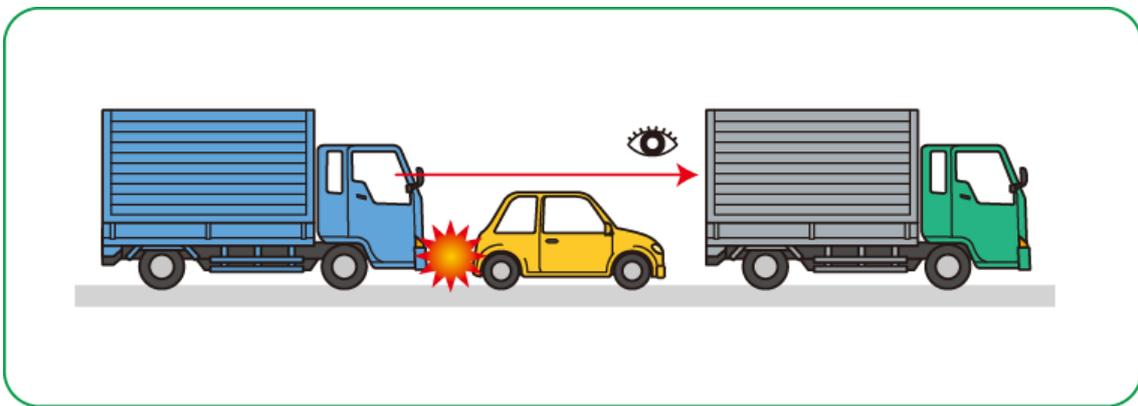
を見下ろすため路面がよく見えますから、短い車間距離であっても長いように

見えて、車間距離を短くしてしまうことがあります。できるだけ車間距離を長くするようにしましょう。

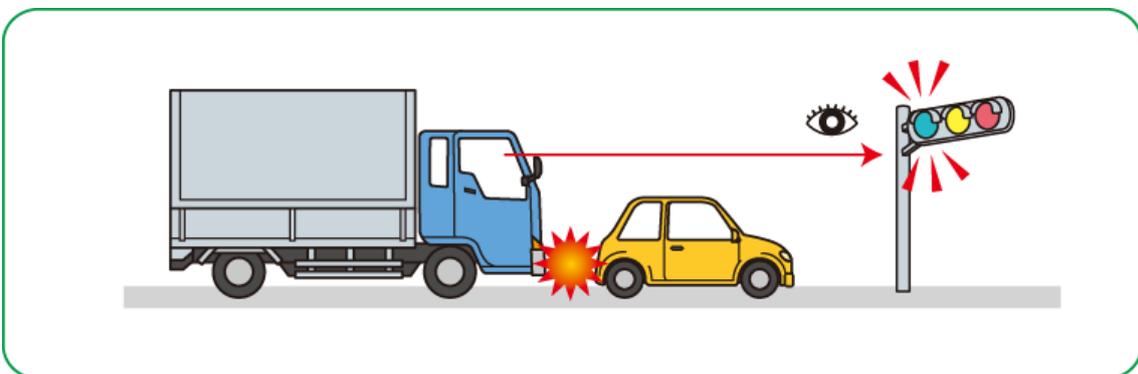


(2) すぐ前の車を見落としやすい

すぐ前の車が走行していても、その先にトラックが走行していると、そのトラックに注意が向いてしまうことがあります。そのため、前にいるトラックとの間にいる車に注意が向かず、前のトラックが速度を上げると自分の車も速度を上げてしまい、その間にいる車にぶつかることがあります。



また、信号が青に変わるのを待つために停止し、信号が青に変わって発進するときは、前の車が発進したかどうかを確認しましょう。



(3) ^{おうてん}横転しやすい

トラックはカーブを走行するときや、^{こうさてん}交差点を^{うせつ}右折したり^{させつ}左折するとき

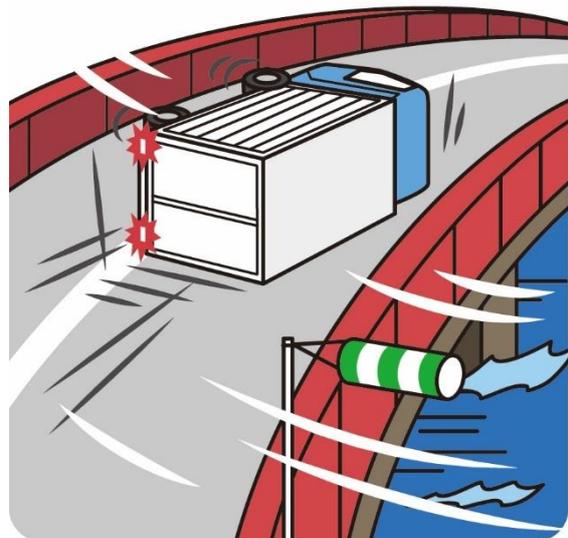
^{おうてん}横転することがあります。

カーブや^{うせつ}右折したり^{させつ}左折するときは、^{そくど}速度を^お落とし、ハンドルやブレーキの

^{そうさ}操作も^{しんちょう}慎重におこなきましょう。

また、トラックは^{つよ}強い^{かぜ}風に^{おうてん}横転することがあります。とくに、^{はし}橋の上は^{うえ}風が^{つよ}強

くなる場合がありますから^{ちゅうい}注意しましょう。



(4) 高架下は要注意

高架下とは、鉄道や道路の下にある短いトンネルのような形をした道路を
います。高架下の道路は、車が通れる高さが決められていますから、その高
さを必ず確認しなければいけません。

決められた高さより、自分の運転するトラックのほうが高いときは、絶対に
進入してはいけません。そのためにも、自分が運転するトラックの高さを正し
く知っておく必要があります。

また、箱型でないトラックは、荷物を積んだときに車が高くなっていること
がありますから、注意しましょう。



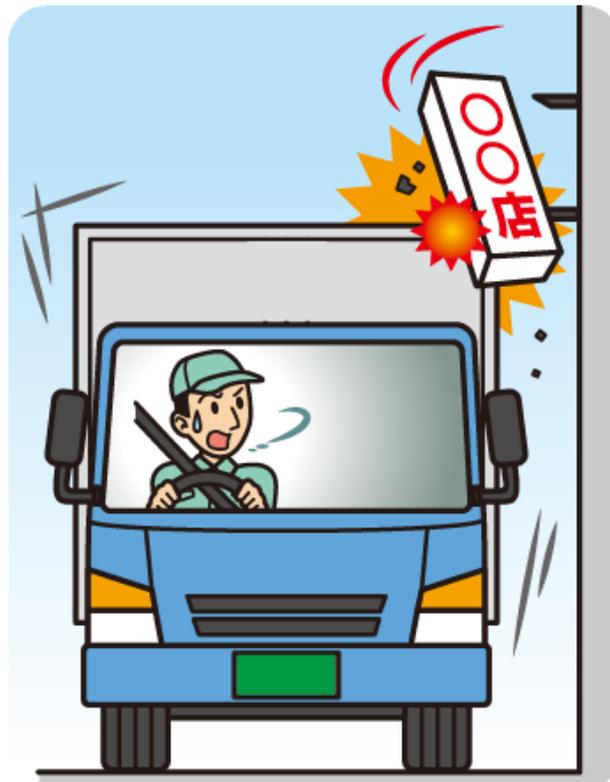
(5) 看板やひさしに注意

せま とうろ たいこうしゃ たいめん くるま ちが ひだりがわ よ す
狭い道路で対向車(対面からくる車)とすれ違うときに左側に寄り過ぎると、

かんばん かんばん なか しゅうり
看板やひさしなどにぶつかることがあります。看板やひさしの中には修理にた

かね きやくさま お ばあい
くさんのお金がかかるものもあります。また、お客様のところで起こった場合

かいしゃ しんよう お じゅうぶん ちゅうい
は、会社の信用を落とすことにもなりますから、十分に注意しましょう。

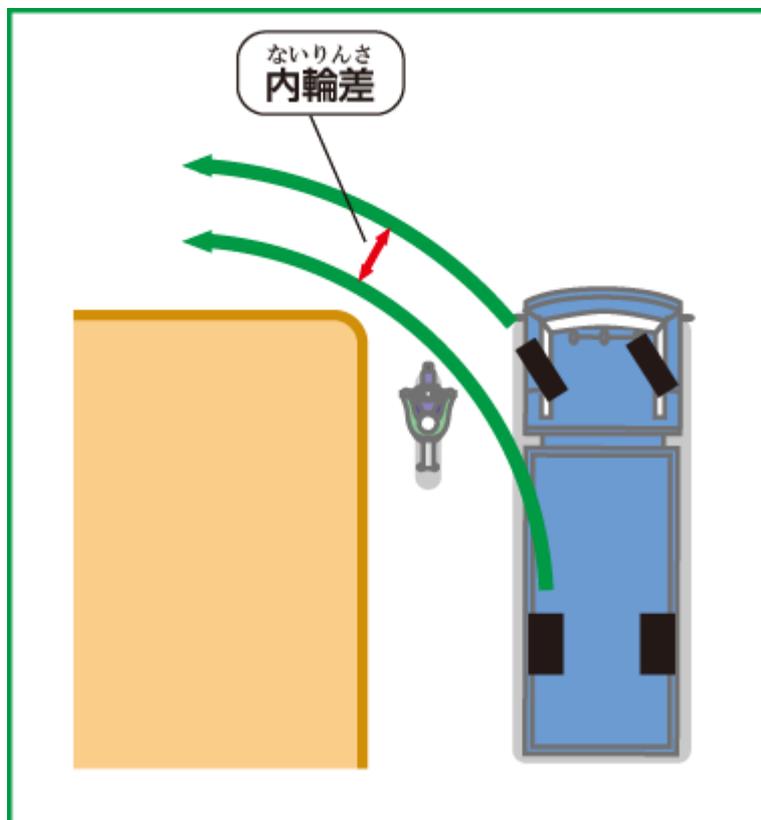


10.2 車の長さとうんてん

(1) 左折するときの巻き込みに注意

車が長いトラックは、内輪差(曲がるとき、後ろのタイヤが前のタイヤの内側を通ること)が大きくなり、左折するときなどに左側の二輪車や自転車、歩行者を巻き込むことがあります。

また、お客様の駐車場などから左折して道路に出るときに、塀や門などにぶつかって壊してしまうことがありますから、左折するときは左側をしっかりと確認しなければいけません。



(2) 左折するときのふくらみに注意

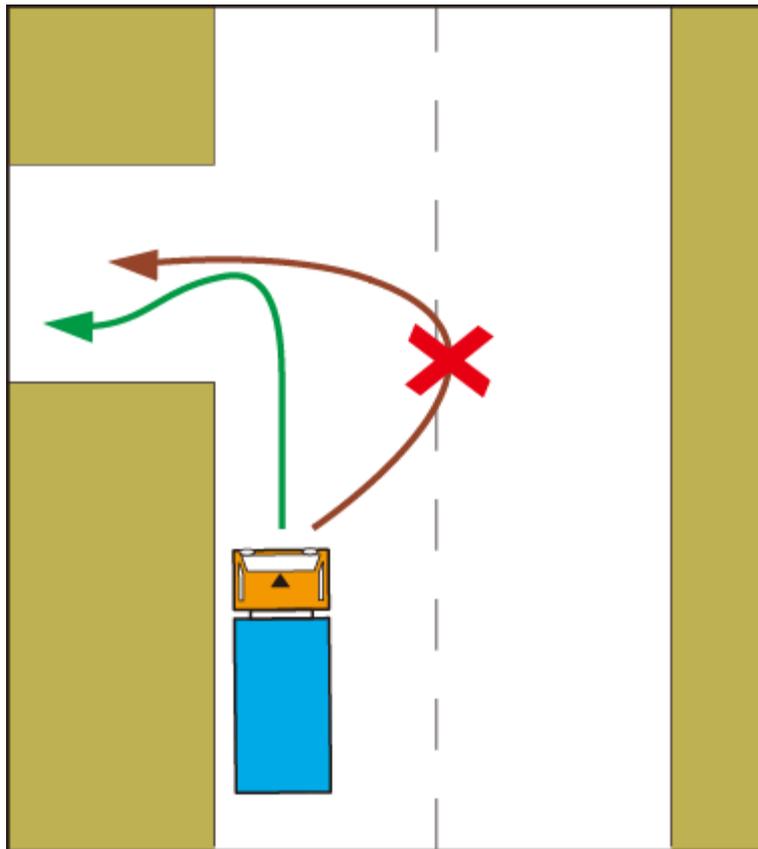
左折するときは、道路の左端に寄って、左折しなければいけませんが、内輪差

の大きいトラックは、右側に寄ってから左折することがあります。

このような左折は、二輪車や自転車などを巻き込んだり、片側1車線の道路の

場合は対向車、片側2車線以上の道路の場合は右側車線の後続車とぶつかる

危険がありますから、このような左折をしてはいけません。



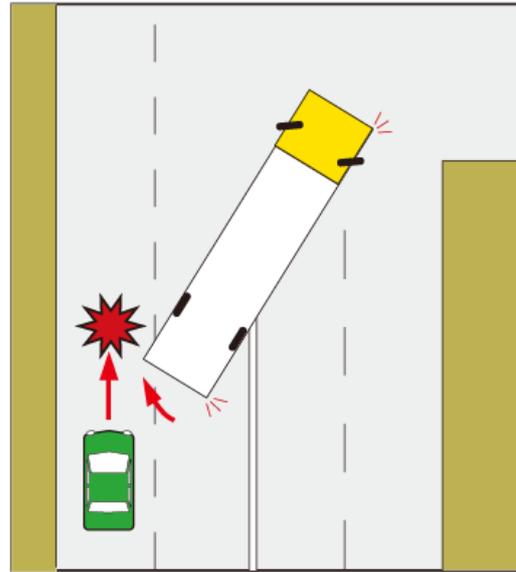
(3) リヤ・オーバーハングが大きい

リヤ・オーバーハングとは、車の最も後ろの部分と後輪の車軸中心部との

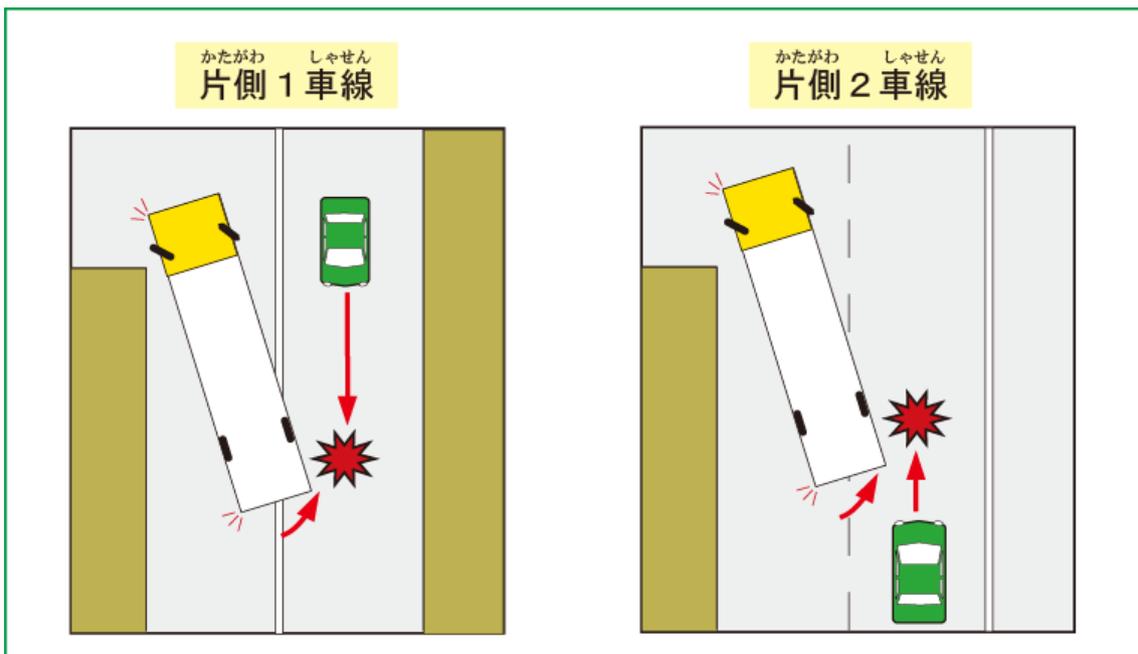
間の距離をいいます。

トラックはリヤ・オーバーハングが大きい
ため、右折するときや左折するとき
に後続車や対向車とぶつかることがあり
ます。右折するときは左側のミラー、
左折するときは右側のミラーを確認しま
しょう。

【右折時のリヤ・オーバーハングによる事故】



【左折時のリヤ・オーバーハングによる事故】



10.3 車の幅と運転

(1) 狭い道路で対向車があるときは対向車を先に行かせる

トラックは車の幅が広いので、狭い道路で対向車があるときは、次のような

運転をしましょう。

① 左側のミラーや安全窓(運転台の左側の窓ガラスの下にある窓ガラス)を見

て、左側に歩行者や自転車などがいないかどうかを確認します。

② 歩行者や自転車などがいないことが確認できたら、上のほうにある看板など

に注意しながら左側に寄り、一時停止して対向車を先に行かせます。

③ 後続車がないことを確認してから発進します。



(2) 発進時は自転車に注意

対向車に道を譲るため左側に寄って

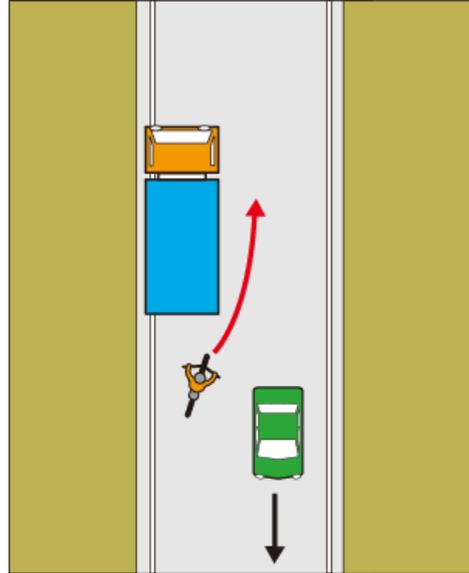
停止すると、自転車の進路を妨げてしまうことがあります。そのようなとき、

自転車は対向車が通過した後に、トラック

の右側に出てくることがありますから、

発進するときには後方からくる自転車など

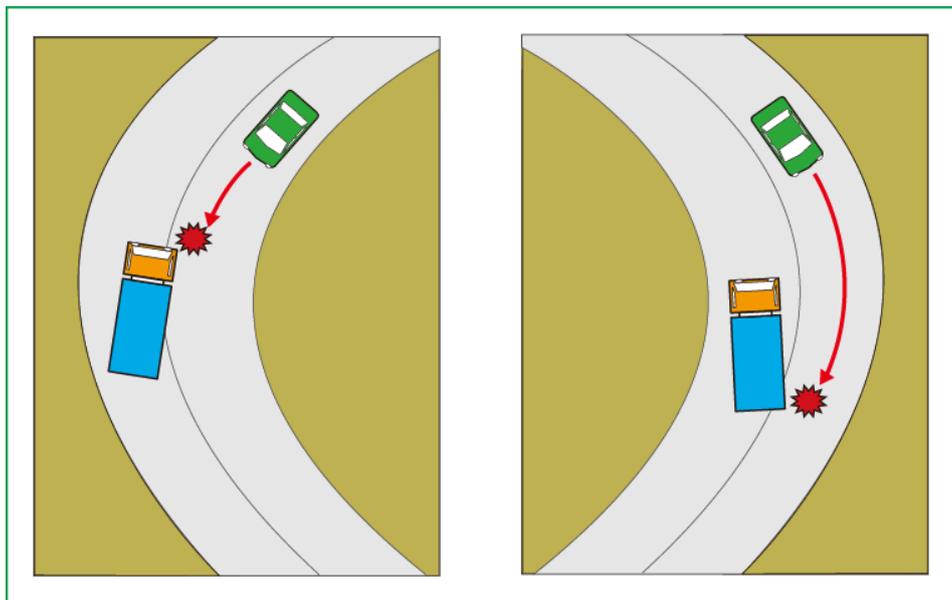
を見落とさないようにしましょう。



(3) カーブでは対向車線へのはみ出しに注意

片側1車線の狭いカーブでは、車体の一部が対向車線にはみ出してしまうこ

とがあります。右側のミラーでセンターラインをよく見て、はみ出さないようにしましょう。



10.4 死角と運転

(1) 左側や左後方はミラーに映らない死角がある

死角とは、運転席から見ることができない部分や範囲をいいます。

トラックの左側と左後方にはミラーに映らない死角があります。とくに歩道

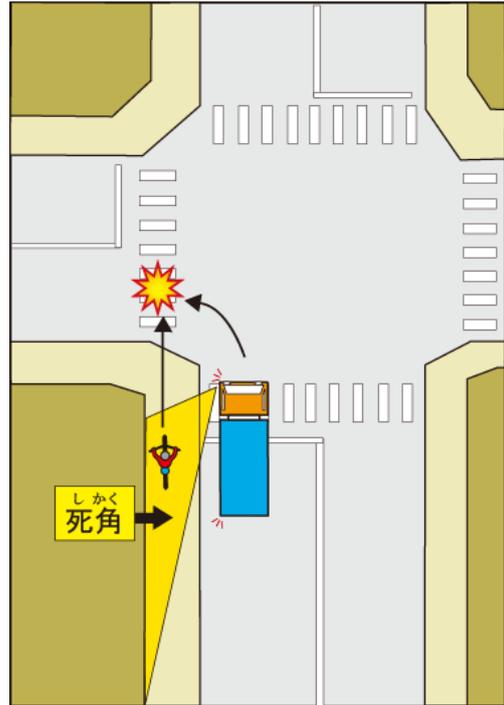
を通行する自転車は死角に入りやすく

見落としやすくなります。

左折するときは、横断歩道の手前で

一時停止し、横断歩道の左と右を見て

自転車や歩行者がいないかどうかを確認しなければいけません。



(2) 安全窓をふさがない

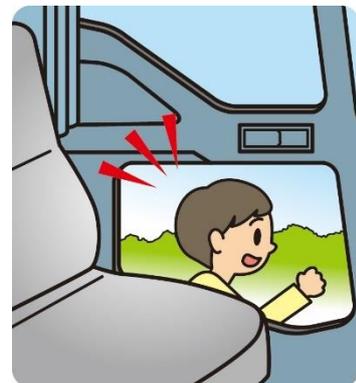
安全窓は、左側の死角をなくすために作られているもので、そこをふさいで

しまうと左側の歩行者や自転車などを見落としてしまうおそれがあります。

安全窓の近くに新聞やダンボールなどの物を

置いて窓をふさいではいけません。また、カーテ

ンなどで安全窓を覆うことは禁じられています。



(3) 後退するときは車を降りて安全確認

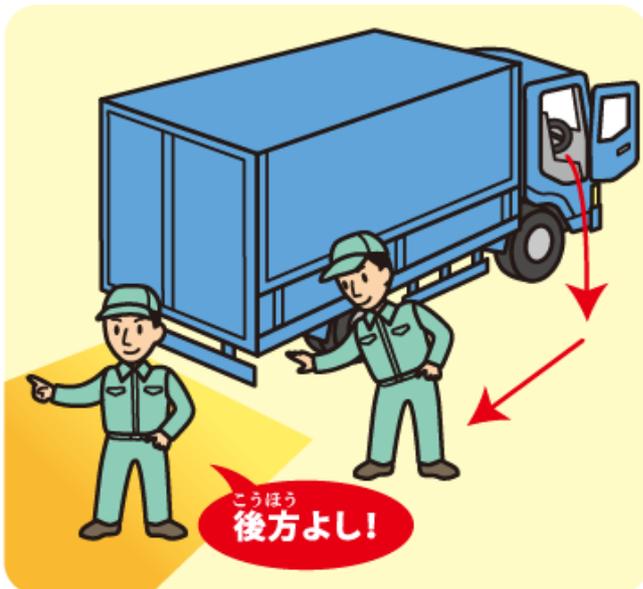
バン型のトラックは後方が死角になりますから、後退するときは一度車を降

りて後ろの安全を確認します。誘導(車の外から運転者に合図をすること)する

人がいる場合は、誘導してもらいましょう。

また、バックアイカメラ(車の後ろの状況を撮影するカメラ)がついている

場合でも、それだけに頼るのではなく、自分の目で確認しましょう。



1 1 速度と運転

1 1. 1 速度が運転に与える影響

(1) 衝撃力が大きくなる

車がぶつかったときに生じる力を

衝撃力といいます。衝撃力は速度の

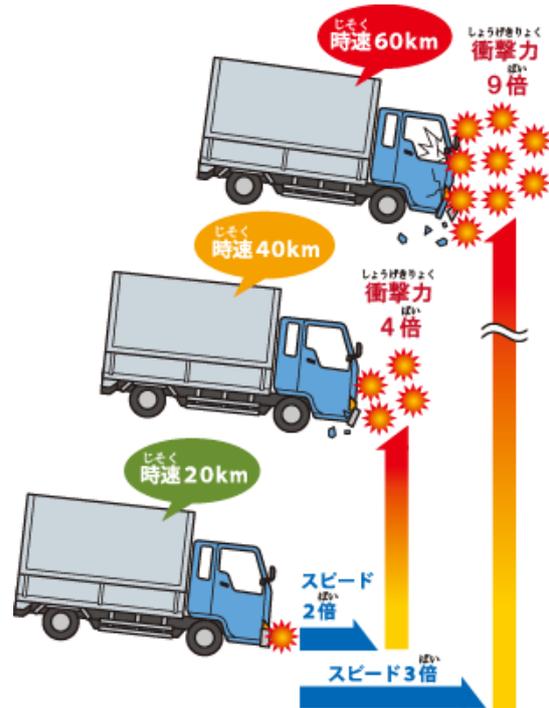
2乗に比例して大きくなりますから、

速度が3倍になると、衝撃力は 3×3

=9倍になります。トラックは重いため、

衝撃力はますます大きくなりますか

ら、速度の出し過ぎは大きな事故につながります。



(2) 遠心力が大きくなる

カーブで急ハンドルを切ったときなどに、車両を外側に引っ張る力が働

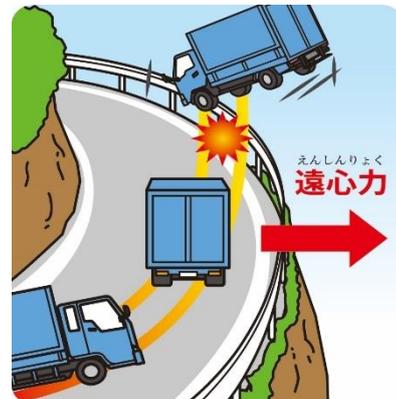
きます。これを遠心力といいます。遠心力は、衝撃力と同じように速度の2

乗に比例して大きくなります。

また、車が重いほど強く作用しますか

ら、荷物を高く積んだ場合は、カーブで

横転する危険があります。



(3) 制動距離が長くなる

運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、実際にききはじめるまでに進む

距離を「空走距離」、ブレーキがききはじめてから、車が停止するまでに進む

距離を「制動距離」といいます。この2つを合わせたものが「停止距離」となり

ます。制動距離は、速度のおおむね2乗に比例して長くなりますから、速度を

出すほど、停止距離は長くなります。

(4) 1秒間の走行距離も長くなる

速度を出すほど、1秒間に車が走行する距離は長くなります。時速60キロ

では約17メートル、時速100キロでは約28メートル進みますから、走行中に

伝票を見たり、スマートフォンを使うなどの少しの脇見が事故につながります。

(5) 雨のときの高速走行は危険

雨のときに高速で走行をすると、ハンドルもブレーキもきかなくなる「ハイドロプレーニング現象」が起きることがあ

ります。雨の日に高速道路を走行すると

きは、速度を落としましょう。



1 1. 2 速度そくどをコントロールちようせつ(調節)する

(1) 安全あんぜんな速度そくどで走行そうこう

決められた最高速度さいこうそくどを守ることが、速度コントロールそくどの基本きほんですが、最高速度さいこうそくど

を守っていれば安全あんぜんということではありません。雨あめや雪ゆき、強風きょうふうなどの気象きしょう

状況じょうきようや、渋滞じゅうたいや工事こうじなどの道路状況どうろじょうきように応じた速度そくどと車間距離しゃかんきょりをとって走行そうこう

することが重要じゅうようです。

(2) カーブちゆういてんでの注意点

カーブで速度そくどを出し過ぎると、対向車線たいこうしゃせんや道路どうろの外そとに飛び出したり、横転おうてんする

ことがあります。カーブの手前てまえで速度そくどを落としておきましょう。

(3) 下り坂くだざかや上り坂のぼざかでの注意点ちゆういてん

下り坂くだざかでは速度そくどが出やすくなります。長い下り坂ながくだざかでフットブレーキつかすを使い過

ぎると、ブレーキがきかなくなることがありますから、エンジンブレーキはいきや排気

ブレーキつかなどを使いましょう。

上り坂のぼざかでは速度そくどが遅くなりやすいので、速度計そくどけいを確認かくにんして速度そくどをコントロー

ルしましょう。高速道路こうそくどうろなどで登坂車線とうはんしゃせん(上り坂のぼざかで速度そくどの遅い車おそくるまが走行そうこうする

車線しゃせん)のあるところでは、登坂車線とうはんしゃせんを走行そうこうしましょう。また、後続車こうぞくしゃが接近せつきんして

いるときは、道みちを譲ゆずることも大切たいせつです。

1 2 業務途中の点呼(中間点呼)

2泊3日以上^の運行で、業務前[、]業務後^のどちらも運行管理者と対面による

点呼を受けられない場合、運転者は業務の途中に少なくとも1回、運行管理者と

電話など直接に話をすることができる方法で、酒気帯びの有無、疾病、疲労、

睡眠不足などを確認するための点呼を受けなければいけません。運転中に、ス

マートフォンなどで点呼を受けることは、禁止されています。

また、業務途中の点呼を必要とする運行については、会社が作成した運行

指示書を携行する必要があります。

【業務途中の点呼を受けるためのポイント】

・あらかじめ点呼を受ける場所・時間を

決めておく。

・運転中は点呼を受けない。

・安全な運転をすることができるかど

うかを運行管理者に報告する。

・運行指示書を見ながら、運行管理者か

ら指示を受ける。



1 3 ^{うんこう ごぎょうむ} 運行後業務

1 3. 1 ^{せいそう せんしゃ} 清掃、洗車

(1) ^{うんでんしつない せいり せいとん} 運転室内の整理・整頓

^{くるま そと み ぶぶん} 車は外から見える部分だけでなく、^{うんでんしつない せいり せいとん ところ} 運転室内の整理・整頓を心がけることが、
^{き も しごと たいせつ} 気持ちよく仕事をするために大切なことです。

また、^{うんでんしつない の もの ようき しよるい せいり お} 運転室内に、飲み物の容器や書類などが整理されないまま置いてあると、

^{うんでんちゆう お うんでん さまた} 運転中に落ちるなどして運転を妨げることがあります。

^{うんでんしつない せいり せいとん つぎ き つ} 運転室内の整理・整頓では、次のことに気を付けましょう。

^{あんぜんまど} ・安全窓をふさがないようにします。

^{しよるい まえ お} ・書類などをフロントガラスの前（フロントパネル）に置かないようにします。

^{の お ようき ゆか} ・飲み終わった容器などを床にころがさないようにします。

^{ぐんて さぎょう つか てぶくろ まど よう き ばしよ い} ・軍手（作業するときを使う手袋）、窓ふき用のタオルなどは決まった場所に入れます。

(2) ^{うんこう お あと て い せいそう} 運行が終わった後の手入れや清掃

^{にち うんこう お えいぎょうしょ もど きょう しごと けっか ほうこく} 1日の運行を終えて営業所に戻り、今日の仕事の結果を報告すれば、それで

^{お くるま よご せいそう あら} 終わりということではありません。車が汚れていれば清掃したり、洗うことも

^{たいせつ きやくさま ゆ そう ひんしつ うんでんしゃ たいおう しやりよう てい} 大切です。お客様は、「輸送の品質」や「運転者の対応」のほかに「車両の手入

^{たか ひょうか} れ」を高く評価しています。

13.2 業務後点呼

(1) 業務後点呼を受けるときの心構え

運行を終えて営業所に戻ったら、対面により、運行管理者の点呼を受けなければいけません。

業務後の点呼は、運行管理者との情報の交換や、次の運行についての話をす
る場としても重要なものですから、しっかりと点呼を受けましょう。

(2) 業務後点呼を円滑に受けるための要点

① 業務を終了したら、すぐに点呼場所に向かいます。

② 業務の記録や運行記録計の記録紙などに必要事項を書きます。

③ 車の状況、道路の状況など報告する内容を整理しておきます。

④ 運行管理者に決められている事項について報告し、点呼を受けます。

⑤ 次回の運行、出勤の予告を受けます。

(3) 業務後点呼で報告したり伝える項目

① 車、道路、運行の状況

② 交替運転者に対して伝えたこと

③ 酒気帯びの確認

④ その他の必要な事項



13.3 業務の記録

運転者は、運転の仕事が終わったら、決められた用紙を使って業務の記録を作らなければいけません。

また、運行記録計の記録用紙を使う場合は、その記録用紙に必要な事項を書きます。

業務の記録に書かなければならない主な項目は、次のとおりです。

・運転者などの名前

・車の登録番号

・業務の開始地点と日時

・業務の終了地点と日時

・主な経過地点

・業務に従事した距離

・運転を交替した地点と日時

・休憩や睡眠をした地点と日時

・中・大型車の場合（車両総重量8トン超など）は荷物の積載状況、荷

待ち時間（積卸し場所が混んでいるなど、荷物の積卸し前にお客様の都合で

待たされた時間）など

・事故、著しい運行の遅れなどの有無と、その概要と原因

・運行指示書を携行している場合には、電話などにより、運行管理者から途中で

うんこうないよう へんこう しじ ばあい ないよう
 運行内容に変更の指示があった場合は、その内容など

きょうむ きろく きにゆうれい
業務の記録の記入例

きょうむ かいし しゅりょう ちてん じこく
 ●業務の開始・終了の地点と時刻

じどうしゃ とうろくばんごう た じぎょうしゃ
 ●自動車登録番号その他事業者が
 定めた車番・番号など

さいだいせきさいりょう しゅりょうそうじゅうりょう いじょう
 ●最大積載量 5t、車両総重量 8t 以上の
 車両については必ず記入する

ぎょうむ じゅうじ きょり うんてんしゃとう しめい
 ●業務に従事した距離 ●運転者等の氏名

車両番号	○○○	4 トン	業務日報		○年○月○日	天気 晴	運転者等氏名	○○○○						
業務開始地	時刻	業務終了地	時刻	勤務時間	時刻	乗務軒	乗務員(作業員)							
例(車庫)	○:○○	例(車庫)	○:○○	始業時刻	○:○○									
メーター指数	○○○	メーター指数	○○○	終業時刻	○:○○	○○○km								
荷主名	品名	数量	※総重量	※積載状況	出発地	時刻	到着地	時刻						
○○○○	○○	100	2.5	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○						
					メーター指数	○○○	メーター指数	○○○						
					メーター指数		メーター指数							
					メーター指数		メーター指数							
					メーター指数		メーター指数							
					メーター指数		メーター指数							
					メーター指数		メーター指数							
					メーター指数		メーター指数							
合計														
時間														
業務の開始・終了・運転交替の地点と経過地点														
○○-○○-○○														
労働時間	運	転								計	合計	拘束時間		
⑧	8	0								⑨	8	0		
⑩	2	0								⑪	10	0		
⑫										⑬				
⑭										⑮				
⑯										⑰				
⑱										⑲				
⑳										㉑				
㉒										㉓				
㉔										㉕				
㉖										㉗				
㉘										㉙				
㉚										㉛				
㉜										㉝				
㉞										㉟				
㊱										㊲				
㊳										㊴				
㊵										㊶				
㊷										㊸				
㊹										㊺				
㊻										㊼				
㊽										㊾				
㊿										㊿				
燃料	油脂	給油時	首都高速	高速道	その他	合計	輸送軒回数							
給油	オイル	メーター指数	回	回	円	円	10km	30km	50km	100km	200km	300km	500km	500km
円	円						まで	まで	まで	まで	まで	まで	以上	
円	円						回	回	回	回	回	回	回	
事故・著しい運行の遅延 その他異常な状態と、 その概要・原因	R○○号線 大雨のため ○時間○○分待機		業務の途中において、運行指示が変更になった場合、次の※印欄に年月日、場所、経路など必要指示取違事項及び指示した運行管理番号を記入すること。											

おも けいか ちてん
 ●主な経過地点

きゅうけい すいみん ばあい
 ●休憩・睡眠した場合、
 その地点と日時

にもつ つみこ とりおろ
 ●荷物の積み込み、取卸し、
 待ち等のときに記入

うんてん こうたい ばあい
 ●運転を交替した場合、
 その地点と日時

じこ いちじる うんこう ちえん およ いじょう じょうたい
 ●事故・著しい運行の遅延及び異常な状態が
 発生した場合には必ず記入する